



2024年 / 月30日

日南町 議会  
議長 山本芳昭 様

陳情団体 鳥取県農民運動連合会  
住所 〒683-0201  
鳥取県西伯郡南部町天萬 1052-3  
会長 雑賀 敏之  
連絡先 電話 0859-64-2162



### 食糧自給率向上を政府の法的義務とすることを求める陳情書

#### 【陳情趣旨】

政府は、2024年の通常国会で、食料・農業・農村基本法を見直し、新たな「基本法」を制定することをめざしています。

日本のカロリー自給率38%は先進国の中でも最低であり、穀物自給率28%は世界185カ国中129位です。旧農業基本法以来、自給率は一貫して右肩下がりに低下し続け、現行の食料・農業・農村基本法制定後、5次にわたる「基本計画」で食糧自給率を引き上げるとされてきましたが、目標を達成したことは一度もありません。これは、現行基本法は、「基本計画で」で「自給率向上」を設定したものの、単なる閣議決定のため、法的拘束力がないためです。

さらに政府の「新基本法」の検討では、食糧自給率との文言もありません。食糧自給率向上に対する国の責任を放棄しようとしています。

いま、世界的な食糧危機が進行し、「食べたくても食べられない」人々が増える中、食糧自給率向上を放棄して国民を飢餓に追い込むのではなく、「新基本法」では食糧自給率目標を定める基本計画を国会承認制とし、計画の達成度の検証結果と必要な施策の見直しを国会に報告させるなど、食糧自給率向上を政府の法的義務とする必要があることから、以下の事項について政府に意見書を提出してください。

#### 【陳情項目】

- 一、「新基本法」制定にあたっては、食糧自給率目標を定める基本計画を国会承認制とし、自給率向上を政府の法的義務とすること。

## 食糧自給率向上を政府の法的義務とすることを求める意見書(案)

政府は、2024年の通常国会で、食料・農業・農村基本法を見直し、新たな「基本法」を制定することをめざしています。

日本のカロリー自給率38%は先進国の中でも最低であり、穀物自給率28%は世界185カ国中129位です。旧農業基本法以来、自給率は一貫して右肩下がりに低下し続け、現行の食料・農業・農村基本法制定後、5次にわたる「基本計画」で食糧自給率を引き上げるとされてきましたが、目標を達成したことは一度もありません。これは、現行基本法は、「基本計画で」で「自給率向上」を設定したものの、単なる閣議決定のため、法的拘束力がないためです。

食料輸入がストップしても、国民を飢えさせないこと、安定的に食料を確保することは国の基本的な責務です。

いま、世界的な食糧危機が進行し、「食べたくても食べられない」人々が増える中、食糧自給率向上を放棄して国民を飢餓に追い込むのではなく、「新基本法」では食糧自給率目標を定める基本計画を国会承認制とし、計画の達成度の検証結果と必要な施策の見直しを国会に報告させるなど、食糧自給率向上を政府の法的義務とする必要があることから、以下の事項について政府に要求する。

### 【陳情項目】

一、「新基本法」制定にあたっては、食糧自給率目標を定める基本計画を国会承認制とし、自給率向上を政府の法的義務とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年 月 日

### 提出先

内閣総理大臣	岸田文雄	様
財務大臣	鈴木俊一	様
農林水産大臣	坂本哲志	様
衆議院議長	額賀福志郎	様
参議院議長	尾辻秀久	様